

家庭用高効率給湯器契約
(選択約款)

— 群 馬 地 区 —

2026 年 10 月 1 日実施

東京瓦斯株式会社

目次

1.	対象となるお客さま	1
2.	用語の定義	1
3.	適用条件	2
4.	料金	2
5.	単位料金の調整	2
6.	精算	4
7.	その他	4
付則		5
別表		6

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、当社のガス基本約款（2026 年度 新版）（以下「ガス基本約款」といいます。）で定義する託送供給約款別表第 12 の供給区域で「群馬地区他」に位置付けられ、かつ、3 の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「家庭用高効率給湯器」（以下「高効率給湯器」といいます。）とは、エネルギー源として主に都市ガスを使用する機器であって、次の全ての要件を満たすものをいいます。
 - ①居室に温水を供給するための給湯器であること
 - ②潜熱を回収するための熱交換器を有すること
 - ③給湯熱効率が 90%以上であること
- (2) 「住宅」とは、世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有するものをいい、「施設付き住宅」とは、1 建物に住宅と店舗等の非住宅部分とがあるものをいいます。
- (3) 「居室」とは、日常的に居住の用に供している場所をいい、浴室、台所、洗面所を含みます。
- (4) 「単位料金」とは、5 に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款実施の前日に現に家庭用高効率給湯器契約一群馬地区ー（2022年9月1日実施）の契約が成立していて、(1)、(2)のいずれかと、(3)を満たすお客さまが、同一需要場所において継続してこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 住宅または施設付き住宅の住宅部分において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になること。
- (2) 施設付き住宅の非住宅部分または1需要場所内に居室を有する店舗等において高効率給湯器をお使いの場合で、高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用になる場合には、1需要場所に設置するガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下であること。
- (3) 当社が(1)および(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾すること。

4. 料金

当社は、別表の料金表を適用して、ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

5. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料

金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 1 (6) のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.078 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て。

- (2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①基準平均原料価格（トンあたり）

84,510 円

②平均原料価格（トンあたり）

別表第 1 の(6)に定められた各 3 ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり L N G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）

およびトンあたり L P G 平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 149,570 円以上となった場合は、149,570 円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トンあたり L N G 平均価格} \times 0.9326 \\ &+ \text{トンあたり L P G 平均価格} \times 0.0538 \end{aligned}$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

イ．平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ．平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

6. 精算

ガス基本約款 10(4)の規定にかかわらず、お客さまが3の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般料金契約の規定にもとづき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

7. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

1. この選択約款の実施の期日

この選択約款は、2026 年 10 月 1 日から実施いたします。ただし、料金に関する条件については、原則として、2026 年 11 月 1 日以降に発生する料金に、この選択約款を適用します。

2. 「5. 単位料金の調整」(2)②149,570 円(以下「調整上限」という)について

調整上限は、2022 年 3 月から 5 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更およびガス基本約款の 2 の規定により、見直すことがあります。

(別表第 1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。
- (2) 割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の 1 円未満の端数を切り捨てたものといたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または 5 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 割引額は、割引前料金額に別表第 3 に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の 1 円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表第 3 に定める割引上限額をこえる場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が 0 立方メートルの場合は、割引額は 0 円といたします。

(備考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

料金＝割引前料金額－割引額

割引前料金額

＝(基本料金＋単位料金×使用量)(1 円未満の端数切り捨て)

割引額

＝(割引前料金額×別表第 3 に定める割引率)(1 円未満の端数切り捨て)

ただし、割引額算定の結果が別表第 3 に定める割引上限額をこえる場合は、割引額＝割引上限額

また、料金算定期間の使用量が 0 立方メートルの場合は、割引額＝0 円

- (5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) \quad (1 \text{ 円未満の端数切り捨て})$$

- (6) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ①料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ②料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑥料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの

平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第 2)

(1) 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 24 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 24 立方メートルをこえ、500 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 500 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

①料金表 A

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	909. 00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	173. 34 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

②料金表 B

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1, 446. 10 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	---------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	151. 79 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

③料金表 C

a. 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	7,762.30 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1 立方メートルにつき	139.17 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

b の基準単位料金をもとに 5 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

(別表第 3)

(1) 割引率

割引率	3 パーセント
-----	---------

(2) 割引上限額

割引上限額（1 か月につき）	2,619.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
----------------	-------------------------------